

特別障害者手当の手引き

1 特別障害者手当とは

20歳以上の在宅障害者で、身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活を送るうえで常時特別な介護を必要とする方に対して支給される手当です。

この手当は国の制度によるもので、町が申請受付し、県が認定の可否を決定します。

2 支給額

月額 29,500 円

※物価の動向及び年金の給付状況などにより改定される場合があります。

3 支給月（当該月の月末支払）

2月（11月～1月分） 5月（2月～4月分）

8月（5月～7月分） 11月（8月～10月分）

4 支給対象者

下記の要件（1）～（4）をすべて満たす者となります。

(1) 20歳以上であること

(2) 在宅であること

※次のいずれかに該当する方は、手当を受給することはできません。

①障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されている方

②養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている方

③病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院されている方

(3) 申請者本人、その配偶者または生計をともにする扶養義務者の前年の所得額が県の定める限度額を超えていないこと（詳細は「5 所得制限について」を参照）

(4) 次の①～④のいずれかに該当すること

① 別表1の障がいのうち、2つ以上の障害を有する方

【別表1】

1 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

② 別表1の障がい1つに該当し、かつ別表2の規定に重複して該当する方

【別表2】

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

③ 別表3の内部障害又はその他の疾病、精神障害を有する方で、かつ日常生活動作等に著しい支障をきたしている方（安静度表1度、日常生活能力判定表14点）

【別表3】

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの

6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

【日常生活能力判定表】

	0点	1点	2点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便(月経)の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る (交通事故)	守ることができる	不十分ながら 守ることができる	守ることができない

- ④ 別表1の3～5のいずれか1つに該当し、かつ日常生活動作等に著しい支障をきたしている方(日常生活動作評価表10点以上)

【日常生活動作評価表】

	0点	1点	2点
1 タオルを絞る (水をきれ程度)	ひとりでできる	ひとりでできても うまくできない	ひとりでは全く できない
2 とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
4 ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
5 座る(正座・横すわり・あぐら脚投げだしの姿勢を持続する)	ひとりでできる	ひとりでできても うまくできない	ひとりでは全く できない
6 立ち上る	ひとりでできる	ひとりでできても うまくできない	ひとりでは全く できない

7 片足で立つ	ひとりのできる	ひとりのできても うまくできない	ひとりでは全く できない
8 階段の昇降	ひとりのできる	ひとりのできても うまくできない	ひとりでは全く できない

5 所得制限について

手当の申請者本人及びその配偶者または生計をともにする扶養義務者の前年の所得額(A)が、別表5の限度額を超える場合、手当が支給されません。

【所得額の計算方法】

所得額(A) = 年間収入金額 - 必要経費等(給与所得控除額等) - 別表4の諸控除額

【別表4：所得より控除できる額】

控除の種類	本人所得控除額	配偶者・扶養義務者所得控除額
雑損控除、医療費控除、 小規模共済等掛金控除	課税台帳上の金額	課税台帳上の金額
配偶者特別控除	33万円を限度として当該控除額	33万円を限度として当該控除額
社会保険料控除	課税台帳上の金額	一律8万円
特別障害者控除	本人の場合は非該当	40万円
特別寡婦控除	35万円	35万円
障害者控除	本人の場合は非該当	27万円
寡婦・寡夫控除、勤労学生控除	27万円	27万円
肉用牛の売却による事業所得に係る地方税の課税特例	当該免除に係る所得額	当該免除に係る所得額

【別表5：所得限度額（令和7年8月現在）】

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	5,252,000円	3,661,000円	8,319,000円	6,287,000円
1人	5,728,000円	4,041,000円	8,586,000円	6,536,000円
2人	6,203,000円	4,421,000円	8,799,000円	6,749,000円
3人	6,668,000円	4,801,000円	9,012,000円	6,962,000円
4人	7,090,000円	5,181,000円	9,225,000円	7,175,000円
5人	7,512,000円	5,561,000円	9,438,000円	7,388,000円

【補足】

次の場合、所得限度額は加算した額となります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 扶養親族数6人以上の場合、扶養親族1人増す毎に以下の金額を加算<ul style="list-style-type: none">・本人 38万円・配偶者、扶養義務者 21.3万円2 本人所得の判定において加算されるもの<ol style="list-style-type: none">① 老人控除対象配偶者・老人扶養親族1人につき10万円② 特定扶養親族等1人につき25万円3 配偶者・扶養義務者の判定において加算されるもの<ul style="list-style-type: none">・老人扶養親族1人につき6万円<p>※老人扶養親族のみ扶養の場合は、老人扶養親族のうち1人を除いた人数</p><p>※所得に対する、東京電力(株)から支払われる賠償金の取扱いについては、原則として就労不能損害のうち、給与等の減収分に対する賠償金以外は非課税であり、申告する所得に含める必要はない。</p>4 受給者本人が給与所得と公的年金に係る所得を有する場合
給与所得と公的年金に係る所得の合計金額から10万円(10万円未満の場合はその額)が控除される。 |
|---|

6 申請方法

申請を希望される方は、役場保健福祉課へ事前にご相談ください。

相談後、申請される場合には下記の書類等を準備のうえ役場保健福祉課へ提出ください。

【必要書類等】

- 1 認定請求書(役場に用紙あり)
- 2 障害の程度についての医師の診断書
※用紙は障害によって異なります。窓口で所定の用紙をお渡しします。
- 3 所得状況届(役場に用紙あり)
- 4 所得確認同意書(役場に用紙あり)
- 5 世帯全員の住民票(住民課窓口で取得してください)
- 6 戸籍謄本(住民課窓口で取得してください)
※世帯全員の住民票の記載事項にて、扶養義務者との関係が明らかな場合には省略可。
- 7 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し(手帳保持者のみ)
- 8 受給しようとする本人の金融機関普通預金通帳の写し
- 9 マイナンバーカードまたは通知カード
- 10 印鑑

7 認定・支給方法

提出された書類を審査し、福島県が認定の可否を決定します。認定されると申請された月の翌月分からの手当が、4の支給月に支給決定者の指定口座に振り込まれます。

8 受給後の手続きについて

次のような場合は、役場保健福祉課へ届出をしてください。

必要な手続き	届出書類	備考
現況届（所得確認）の依頼があったとき（年1回）	現況届	毎年、8月上旬頃に案内文書を送付しますので期日までに必要書類とともに提出してください。
有期認定期間の期限が切れるとき（2年に1回）	診断書	提出期限前に案内文書をお送りしますので、診断書を提出してください。
氏名や支払口座が変わったとき	氏名変更届・支払口座変更届	
住所が変わったとき	住所変更届	新しい住所地の市町村に変更届を提出してください。
扶養義務者と同居又は別居するようになったときや、結婚又は離婚されたとき	所得状況の変更届	
手当を受ける資格がなくなったとき	資格喪失届・死亡届	<p>手当を受ける資格がなくなる場合は主な例は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設（障害者支援、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等）に入所されたとき ②病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院されたとき ③障害の程度が支給基準に該当しなくなったとき ④日本国内に住所を有しなくなったとき ⑤死亡されたとき

【気を付けてください！】

届出をされないままにしておくと、手当を受ける資格がなくなったり、手当を受ける資格がなくなった月の翌月から過払いとなり、その期間に受給された手当を返していただくようになる場合があります。

9 お問い合わせ先

浅川町役場 保健福祉課 福祉係 電話 0247-36-4123